

令和 7 年

# 第 5 回庄原市議会定例会議案

(9月)

庄 原 市



令和7年第5回庄原市議会定例会議案目次

議案第76号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	1
議案第77号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	3
議案第78号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	5
議案第79号	庄原市農業委員会委員の任命の同意について	7
議案第80号	庄原市農業委員会委員の任命の同意について	9
議案第81号	庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	11
議案第82号	庄原市税条例の一部を改正する条例	15
議案第83号	庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	19
議案第84号	庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の一部を改正する条例	23
議案第85号	庄原市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例	25
議案第86号	工事請負契約の変更について	27
議案第87号	令和7年度庄原市一般会計補正予算（第2号）	別冊
議案第88号	令和7年度庄原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第89号	令和7年度庄原市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第90号	令和7年度庄原市下水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第91号	令和6年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について	33
議案第92号	令和6年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について	34
議案第93号	令和6年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について	35
議案第94号	令和6年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について	36

議案第95号	令和6年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	37
議案第96号	令和6年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について	38
議案第97号	令和6年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	39
議案第98号	令和6年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	40
議案第99号	令和6年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について	41
議案第100号	令和6年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	42
議案第101号	令和6年度庄原市下水道事業会計決算認定について	43
議案第102号	令和6年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について	44
議案第103号	令和6年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について	45
報告第7号	庄原市総合サービス株式会社の経営状況について	別冊
報告第8号	株式会社庄原市農林振興公社の経営状況について	別冊
報告第9号	庄原さとやまペレット株式会社の経営状況について	別冊
報告第10号	株式会社グリーンウインズさとやまの経営状況について	別冊
報告第11号	株式会社ニュー東城の経営状況について	別冊
報告第12号	株式会社緑の村の経営状況について	別冊
報告第13号	株式会社里山総領の経営状況について	別冊
報告第14号	健全化判断比率及び資金不足比率について	別冊
報告第15号	令和6年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について	別冊
報告第16号	損害賠償額の決定について	47

議案第 76 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

友 保 深 雪

（提案理由）

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 77 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

音 光 薫

（提案理由）

任期満了に伴い、再選するため意見を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 78 号

人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年9月2日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

伊 達 英 樹

（提案理由）

現委員の任期満了に伴い、後任として新たに推薦するため意見を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 79 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

井 上 伸 啓

（提案理由）

委員の欠員に伴い、新たに任命するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 80 号

庄原市農業委員会委員の任命の同意について

次の者を庄原市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

小 田 徳 生

（提案理由）

委員の欠員に伴い、新たに任命するため同意を求めるものである。

(參考資料)

經 歷

議案第 81 号

庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 1 条 庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「第 18 条の 2 第 1 項」を「第 18 条の 3 第 1 項」に改める。

第 18 条の 3 を第 18 条の 4 とする。

第 18 条の 2 の見出し中「職員」を「職員等」に改め、同条第 1 項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第 18 条の 3 とし、第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第 18 条の 2 任命権者は、庄原市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 35 号）第 18 条第 1 項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 庄原市職員の育児休業等に関する条例第 18 条第 1 項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3 歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期

両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(庄原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 庄原市職員の育児休業等に関する条例(平成17年庄原市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第14条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「地方公務員法」の次に「(昭和25年法律第261号)」を加え、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。」を「を除く。次条において同じ。」に改める。

第15条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。)にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は」に改め、同条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に、「労働基準法第67条の規定による育児時間」を「前項に規定する育児時間に準ずるものとして規則で定めるもの(以下この項において「非常勤職員の育児時間」という。))に、「育児時間」を「非常勤職員の育児時間」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第15条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第15条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定

める時間)

第 15 条の 4 育児休業法第 19 条第 2 項第 2 号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77 時間 30 分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日 1 日当たりの勤務時間数に 10 を乗じて得た時間

(育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情)

第 15 条の 5 育児休業法第 19 条第 3 項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第 2 項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第 3 項の規定による変更(以下「第 3 項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第 16 条第 1 項中「職員が」の次に「育児休業法第 19 条第 1 項に規定する」を加える。

第 17 条第 1 項を次のように改める。

育児休業法第 19 条第 6 項において準用する育児休業法第 5 条第 2 項の条例で定める事由は、職員が第 3 項変更をしたときとする。

(庄原市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 庄原市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 21 年庄原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

第 20 条第 2 項中「当該職員がその 3 歳に満たない子を養育するため 1 日の勤務時間の一部を勤務しないこと」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 1 項に規定する部分休業」に改める。

第 23 条中「(平成 3 年法律第 110 号)」を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、この条例による改正後の庄原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第 18 条の 2 第 2 項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

(庄原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号)第 19 条第 2 項第 2

号に掲げる範囲内において、施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の庄原市職員の育児休業等に関する条例第 15 条の 4 の規定の適用については、同条第 1 号中「77 時間 30 分」とあるのは「38 時間 45 分」と、同条第 2 号中「10」とあるのは「5」とする。

(地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 4 地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 5 年庄原市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 11 条中「及び第 15 条」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員等」を「短時間勤務の職を占める職員」に改める。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、部分休業の拡充等、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 82 号

庄原市税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市税条例の一部を改正する条例

庄原市税条例（平成 17 年庄原市条例第 72 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「は、」の次に「公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を」を加え、「掲示して行う」を「掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってする」に改める。

第 18 条の 3 中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 34 条の 2 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加える。

第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 36 条の 3 の 3 第 1 項中「に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

附則第 16 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）

第 16 条の 2 の 2 令和 8 年 4 月 1 日以後に第 92 条の 2 第 1 項の売渡し又は同条第 2 項

の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第92条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第92条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。）当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ（第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の庄原市税条例(以下「新条例」という。)第18条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

### (市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の庄原市税条例(以下「旧条例」という。)第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

### (市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前

の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、庄原市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。
  - (1) 庄原市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
  - (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 83 号

庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例（令和 3 年庄原市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項を次のように改める。

1 宿泊施設

区分	宿泊料	単位等
一般	20,000 円	1 人・1 泊当たり
小学生	12,000 円	
小学生未満	無料	

摘要

- 1 上記料金は、庄原市税条例（平成 17 年庄原市条例第 72 号）に規定する入湯税並びに消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税及び地方消費税を含む。
- 2 上記料金は、食事代を含まない。
- 3 上記料金は、指定管理者が定める繁忙日（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日の前日、金曜日、土曜日、ゴールデンウィーク、お盆、年末年始及びその他指定管理者が定める日をいう。以下同じ。）については、上記料金の 80% の範囲内で加算できるものとする。
- 4 利用時間は、午後 3 時から翌日午前 10 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、午後 3 時から翌日正午まで利用することができる。

別表 2 の項を次のように改める。

2 研修施設

区分	使用料（1 時間当たり）
----	--------------

	宿泊利用	日帰り利用
研修室 (50 m <sup>2</sup> )	2,500 円	4,900 円
研修室 (100 m <sup>2</sup> )	4,300 円	8,600 円
研修室 (150 m <sup>2</sup> )	6,500 円	13,000 円
多目的ルーム	4,800 円	9,600 円
<p>摘要</p> <p>1 上記料金は、消費税法に規定する消費税及び地方消費税を含む。</p> <p>2 利用時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。</p>		

別表 4 の項を次のように改める。

#### 4 入浴施設

区分	入浴料金		
	1 回当たり	11 回当たり	備考
一般	900 円	9,000 円	宿泊利用の場合を除く。
小学生	450 円	—	
小学生未満	無料	対象外	

<p>摘要</p> <p>1 上記料金は、庄原市税条例に規定する入湯税並びに消費税法に規定する消費税及び地方消費税を含む。</p> <p>2 日帰り利用者の利用時間は、午前 11 時から午後 9 時までとする。ただし、繁忙日のうち、特に指定管理者が定める日については、午前 11 時から午後 7 時までとすることができる。</p> <p>3 日帰り利用者の入室は、午後 8 時までとする。ただし、繁忙日のうち、特に指定管理者が定める日については、午後 6 時までとすることができる。</p> <p>4 宿泊利用者の利用時間は、午後 3 時から翌日午前 9 時までとする。ただし、午後 11 時から翌日午前 6 時までの時間を除く。</p>			
---	--	--	--

#### 附 則

##### (施行期日)

- この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- この条例による改正後の庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）に係る使用料について適用し、施行日前の宿泊に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日において現にこの条例による改正前の庄原市交流宿泊施設設置及び管理条例

の規定により入浴施設に係る利用料金を前納している者については、施行日以後においても、なお従前の例により入浴施設を使用することができる。

(提案理由)

施設利用料を見直すとともに、宿泊に係る利用料の弾力化を図るため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 84 号

庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

庄原市屋外体験施設設置及び管理条例（平成 17 年庄原市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 3 の項第 2 号を次のように改める

(2) 大鬼谷キャンプ場

ア オートキャンプ（加算は 1 区画当たりテント 1 張、車 1 台、5 人を超える場合）

区分	使用料	単位等
一般サイト	5,500 円	1 区画・1 泊当たり
電源付サイト	6,600 円	1 区画・1 泊当たり
水道・流し付サイト	6,400 円	1 区画・1 泊当たり
電源・水道・流し付サイト	7,500 円	1 区画・1 泊当たり
使用者加算	550 円	1 人・1 泊当たり
テント加算	1,500 円	1 張・1 泊当たり
車加算	1,500 円	1 台・1 泊当たり

イ デイキャンプ

区分	使用料	単位
使用者	550 円	1 人当たり
車	1,000 円	1 台当たり

ウ ログハウス

区分	使用料	単位等
施設	20,000 円	1 棟・1 泊当たり
使用者	550 円	1 人・1 泊当たり

暖房	1,500 円	1 棟・1 泊当たり
----	---------	------------

エ 貸別荘カントリーハウス

区分	使用料	単位等
ふじ（10 人用）	33,000 円	1 棟・1 泊当たり
つがる（6 人用）	27,000 円	1 棟・1 泊当たり
王林（8 人用）	31,000 円	1 棟・1 泊当たり
千秋（8 人用）	31,000 円	1 棟・1 泊当たり
使用者	550 円	1 人・1 泊当たり
暖房	1,500 円	1 棟・1 泊当たり

別表第 2 中備考 4 を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の庄原市屋外体験施設設置及び管理条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用（施行日の前日から施行日にかけて行われる使用を除く。）に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

施設使用料を見直し、利用料の弾力化を図るため、所要の改正を行おうとするものである。

議案第 85 号

庄原市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

庄原市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

庄原市営住宅設置及び管理条例（平成 17 年庄原市条例第 179 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

上野公営住宅	昭和 35 年度	木造平・長	29.81	10	庄原市東本町一丁目 1617 番地 2
本町公営住宅	昭和 37 年度	木造平・戸	36.41	2	庄原市東本町一丁目 1609 番地 1
		木造平・長	36.41	8	
		木造平・戸	31.44	4	
		木造平・長	31.44	6	

」を

「

上野公営住宅	昭和 35 年度	木造平・長	29.81	8	庄原市東本町一丁目 1617 番地 2
本町公営住宅	昭和 37 年度	木造平・長	36.41	8	庄原市東本町一丁目 1609 番地 1
		木造平・戸	31.44	3	
		木造平・長	31.44	4	

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

上野公営住宅の一部及び本町公営住宅の一部を廃止するため、所要の改正を行おうとするものである。

工事請負契約の変更について

令和 5 年第 3 回庄原市議会定例会議案第 96 号により当初契約の議決を得、令和 7 年第 1 回庄原市議会定例会議案第 31 号により変更契約の議決を得た農業水路等長寿命化・防災減災事業 栗頭首工改修工事（下部工）の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、庄原市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 226 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

- |        |   |
|--------|---|
| 1 事業名  | 令和 4 年度(明許繰越)・令和 5 年度(明許繰越)・令和 6 年度(明許繰越)・令和 7 年度施行<br>農業水路等長寿命化・防災減災事業 |
| 2 工事名  | 栗頭首工改修工事(下部工)   |
| 3 工事場所 | 庄原市西城町栗   |
| 4 請負金額 | 変更前 342,045,000 円<br>変更後 370,161,000 円                                  |
| 5 請負業者 | 中田・角栄特定建設工事共同企業体<br>代表者 広島県庄原市春田町 145 番地 2<br>有限会社中田建設<br>代表取締役 中田 和克   |

(提案理由)

令和5年第3回庄原市議会定例会議案第96号により当初契約の議決を得、令和7年第1回庄原市議会定例会議案第31号により変更契約の議決を得た農業水路等長寿命化・防災減災事業 栗頭首工改修工事(下部工)の請負契約の請負金額を変更しようとするものであるが、変更後の請負金額が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

## 工事請負契約の変更について

## 1. 変更の概要

本工事において、岩盤線が予測より表層部に現れたことにより掘削工、鉄筋挿入工及び堰の下部コンクリート工の打設に想定以上の日数がかかり、出水期までに工事を完了することが不可能となったため、仮施設の撤去を行った。

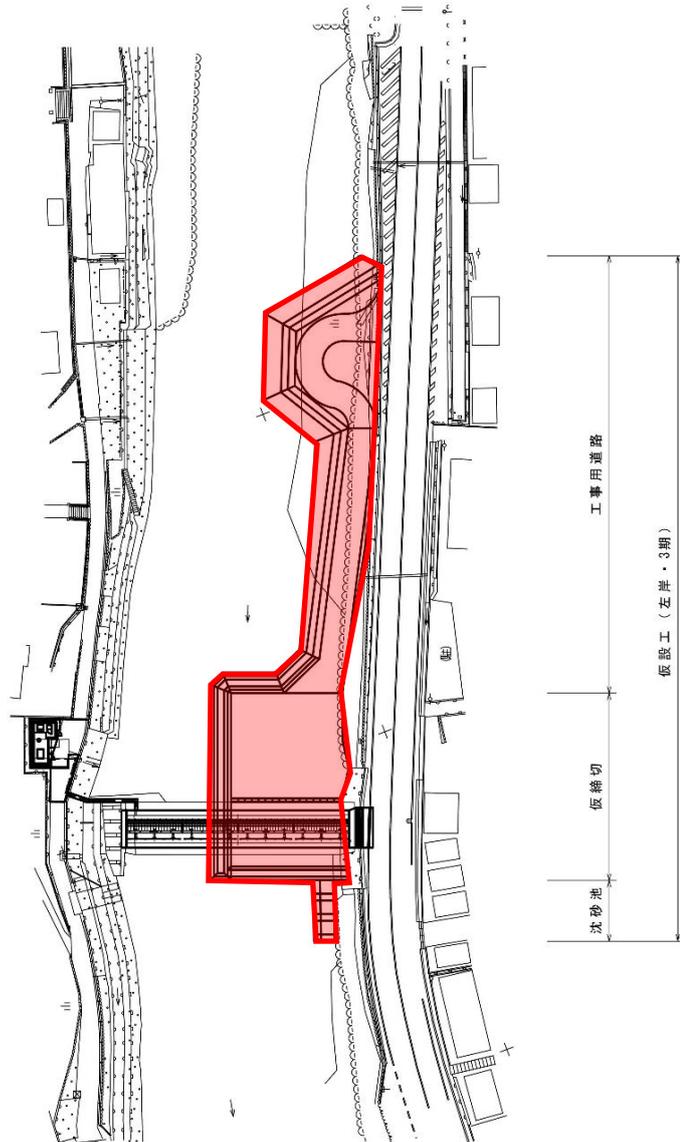
そのため、令和7年10月以降の非出水期に、再度仮設道及び仮締切・沈砂池等の追加施工を行い、その後堰の上部工の設置を行う。

## 2. 工事の概要

頭首工(下部) 1基 L=32.4m W=5.5m H=2.0m

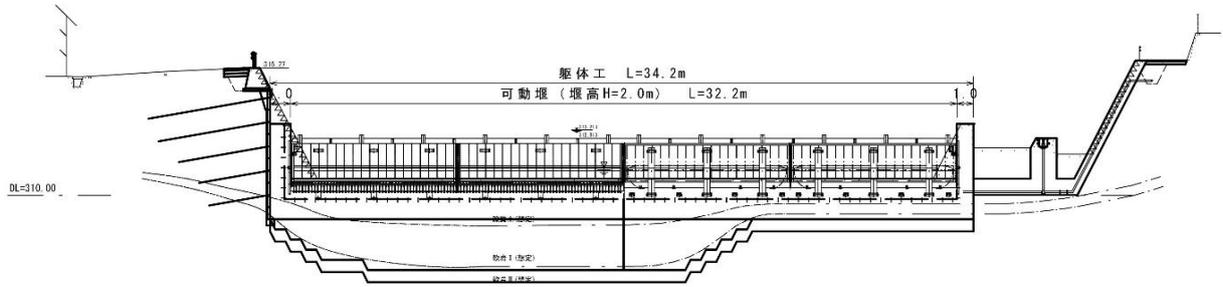
工 事 内 訳 書		単位	既契約	変更後
土工	掘削工(土砂・軟岩・硬岩)	m <sup>3</sup>	418	285
堰体工	コンクリート(置換・躯体)	m <sup>3</sup>	561	508
構造物撤去工	構造物取壊し工事(コンクリート)	m <sup>3</sup>	286	357
	構造物取壊し工事(アスファルト舗装)	m <sup>2</sup>	38	66
既設ゴム堰処分	廃プラ類(ゴム、金属付)	m <sup>3</sup>	31	31
護岸工	補強土工(パンウォール工法)	m <sup>2</sup>	35.7	35.7
道路復旧工	安全施設工(ガードレール)	m	6	6
	アスファルト舗装工(国道・市道)	m <sup>2</sup>	38	66
付帯工	給排気管巻立工	m	24	25
	操作室ポンプ制御盤移設工	式	1	1
	屋外地下ピット換気配管工	式	1	1
	電気設備工	式	1	1
配管製作工	工場製作・据付	式	1	1
操作機器工	工場製作・据付	式	1	1
上部据付工	鋼製起伏堰(ゴム袋体)	式	1	1
水位計保護管工	工場製作・据付	式	1	1
自動倒伏装置工	工場製作・据付(操作架台)	式	1	1
地下ピット蓋工	工場製作・据付	式	1	1
仮設工	工事用道路工	m <sup>3</sup>	3,730	4,790
	耐候性大型土のう	袋	2,126	2,708
	仮設架台工	式	1	1
	支保工(側部戸当り)	式	1	1
	足場工(単管足場)	掛m <sup>2</sup>	78.4	78.4

平面图

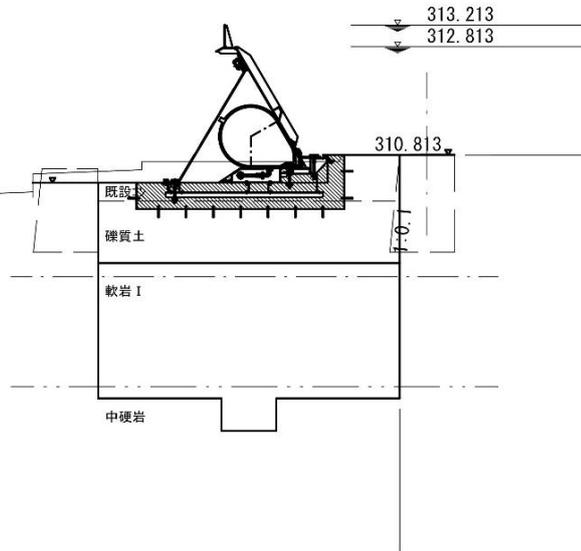


工事名	農業水路等長寿命化・防災減災事業 渠頭首工改修工事（下部工）		
図面名	計画一般図 1		
作成年月日			
縮尺		図面番号	
会社名			
事業者名	庄原市		

横断図



縦断図



工事名	農業水路等長寿命化・防災減災事業 栗須首工改修工事(下部工)		
図面名	計画一般図 2		
作成年月日			
縮尺		図面番号	
会社名			
事業者名	庄原市		



議案第 91 号

令和 6 年度庄原市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度庄原市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

(以下別冊)

議案第 92 号

令和 6 年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度庄原市住宅資金特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

(以下別冊)

議案第 93 号

令和 6 年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度庄原市歯科診療所特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

(以下別冊)

議案第 94 号

令和 6 年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度庄原市休日診療センター特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

(以下別冊)

議案第 95 号

令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

(以下別冊)

議案第 96 号

令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度庄原市国民健康保険特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 97 号

令和 6 年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度庄原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

(以下別冊)

議案第 98 号

令和 6 年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度庄原市介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

(以下別冊)

議案第 99 号

令和 6 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度庄原市介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

(以下別冊)

議案第 100 号

令和 6 年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度庄原市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

(以下別冊)

議案第 101 号

令和 6 年度庄原市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度庄原市下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 102 号

令和 6 年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 6 年度庄原市国民健康保険病院事業会計決算を別紙監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

（以下別冊）

議案第 103 号

令和 6 年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 6 年度庄原市比和財産区特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見書及び同法第 233 条第 5 項の規定に基づく書類を付けて、議会の認定に付する。

令和 7 年 9 月 2 日提出

庄原市長 八 谷 恭 介

(以下別冊)



損害賠償額の決定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分としたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 2 日

庄原市長 八 谷 恭 介

- |   |         |                 |                 |
|---|---------|-----------------|-----------------|
| 1 | 専決処分の内容 | 損害賠償額           | 1 2 6 , 4 8 7 円 |
|   |         | 債 権 者           | 庄原市内に在住する個人     |
| 2 | 専決処分年月日 | 令和 7 年 8 月 20 日 |                 |

(参考事項)

令和 7 年 6 月 30 日、相手方所有の車両が庄原市東城町帝釈始終の市道川平線を走行中、路面上の落石に接触し、車両底部を損傷したことによる損害賠償の額を定めるため、専決処分をしたものである。

## 事 故 報 告 書

- 1 事故発生日時 令和7年6月30日 午前7時30分頃  
天気 曇
  
- 2 事故発生場所 庄原市東城町帝釈始終  
市道川平線
  
- 3 相手方 庄原市内に在住する個人
  
- 4 事故原因及び状況 相手方車両が市道川平線を走行中、路面上の落石に接触し、  
車両底部を損傷した。  
なお、本件事故による怪我人はいなかった。